

## 社会保険等未加入対策の事務の取扱いについて

平成 30 年 5 月 22 日 総務部長決裁

「社会保険等未加入建設業者に係る取扱いについて」（平成 30 年 5 月 22 日事務局長決裁）に基づく具体的な事務の取扱いについて、下記のとおり定める。

### 1 特記仕様書に基づき提出された施工体制台帳（以下「施工体制台帳」という。）等の確認

#### (1) 確認の時期

しゅん功期限の概ね 1 か月前までに行う。

#### (2) 確認の方法

工事担当者（一般財団法人札幌市住宅管理公社工事等施行要領（昭和 52 年 11 月 18 日制定。以下「工事等施行要領」という。）第 15 条第 1 項に定める者をいう。以下同じ。）は、施工体制台帳の「健康保険等の加入状況」欄の記載内容により社会保険等未加入建設業者（以下「未加入者」という。）の有無を確認する。

### 2 一次下請負人に未加入者がいる場合

#### (1) 一次下請負人の未加入者（以下「一次未加入者」という。）の報告

一次未加入者が参入している工事がある場合、工事担当者は、一次未加入者に係る施工体制台帳及び建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 24 条の 7 第 4 項に基づき提出された施工体系図（以下「施工体系図」という。）を併せて工事等担当部長に速やかに報告し、その指示を受けるものとする。

#### (2) 一次未加入者の他工事における下請負状況の確認

工事等担当部長は、2(1)による報告を受けた場合は、所属職員に当該一時未加入者の公社発注他工事（当初設計金額が 2 5 0 万円を超えるものに限る。以下同じ。）への参入状況を調査させるものとする。

#### (3) 契約担当部長への通知

工事等担当部長は、一次未加入者が参入している工事があった場合は、様式 1 により、当該一次未加入者に係る施工体制台帳及び施工体系図の写しを契約担当部長へ送付する。

#### (4) 受注者に対する回答請求

一次未加入者が参入していた工事の受注者に対し回答を請求する際は、契約担当部長が、工事等担当部長と合議のうえ決定する。

##### ア 通知の方法

様式 2 により、契約担当課の窓口にて受注者に対し直接手交する。

##### イ 回答期限

通知をした日から概ね 1 か月程度とする。

##### ウ 回答方法

契約担当部長は、受注者に対し、様式 3-1（確認書類を含む。）又は様式 3-2 のいずれかを提出するよう求める。

(5) 指定した期限までに受注者から回答があった場合

契約担当部長は、受注者から回答があった旨を工事等担当部長へ報告する。また、提出された確認書類等については、工事等担当部へ供覧する。

(6) 指定した期限までに受注者から回答がなかった場合

ア 未回答の報告

契約担当部長は、受注者から回答がなかった旨を工事等担当部長へ報告する。

イ 指名停止等措置

契約担当部長は、(4)による回答を指定した期限までに提出しなかった受注者に対し、一般財団法人札幌市住宅管理公社工事等参加資格者指名停止等措置要領（平成 14 年 7 月 31 日制定）別表第 1 第 4 号に基づき指名停止等を行う。

ウ 工事成績評定点の減点等

工事等担当部長は、一次未加入者が参入していた工事について、以下の設計金額の区分及び指名停止の期間に応じ、受注者の工事成績評定点を減点する等の措置を行うものとする。

① 当初設計金額が 1,000 万円以上の工事

工事等施行要領第 28 条の 2 第 1 号に定める評定者をして、工事等施行要領第 28 条の 2 第 1 号で定める採点基準表の評定要素「契約上の提出書類、工事写真、品質管理資料」において、受注者の工事成績評定点を減点し、所見として記録する。

② 当初設計金額が 250 万円を超え、1,000 万円未満の工事

工事等施行要領第 15 条に定める工事担当者及び同第 23 条に定める検査員をして、同第 28 条の 2 第 2 号の規定により、受注者の工事成績評定を行う。

## 附 則

1 この取扱いは、平成 30 年 5 月 23 日以降に公告、指名（見積）通知を行う工事から適用する。

事務連絡  
年 月 日

契約担当部長 様

工事等担当部長

### 社会保険等未加入建設業者に係る通知について

下記の工事において、下記の一次下請負人の社会保険等の届出の義務の履行に関して疑義がありますので、通知いたします。

#### 記

##### 1 工事名等

- (1) 工 事 番 号
- (2) 工 事 名
- (3) 受注者の商号又は名称
- (4) 契 約 金 額
- (5) 契 約 締 結 日
- (6) し ゅ ん 功 期 限

##### 2 該当する一次下請負人

- (1) 商 号 又 は 名 称
- (2) 疑 義 の ある 保 険 [ 健康保険、厚生年金保険、雇用保険 ]
- (3) 連 絡 事 項
- (4) 添 付 書 類 施工体制台帳（添付書類を含む。）の写し

担当： 部 課 係  
工事担当者

(受注者の商号又は名称)  
(代表者氏名) 様

一般財団法人札幌市住宅管理公社  
理事長

### 社会保険等の届出義務の履行に係る確認書類の提出について（依頼）

貴社より提出された施工体制台帳等により、下記の一次下請負人の社会保険等の加入について精査いたしましたところ、適正な届出義務の履行に疑義が生じておりますので、適法な届出がなされていない場合は、当該一次下請負人に届出義務を履行させ、提出期限までに、書面にてその事由（適用除外理由等）を申し出てください。

また、現在の加入保険等が適法である場合は、提出期限までに、書面にてその事由（適用除外理由等）を申し出てください。

なお、提出期限までに、確認書類等の提出がない場合又は現在の加入保険等が適法である事由が妥当であると認められない場合は、一般財団法人札幌市住宅管理公社建設工事請負契約約款第7条の2に違反することとなりますので、一般財団法人札幌市住宅管理公社工事等参加資格者指名停止等措置要領（平成14年7月31日制定）に基づき、指名停止の対象となりますので、ご注意ください。

#### 記

#### 1 工事概要

- (1) 工事番号
- (2) 工事名

#### 2 適正な社会保険等の加入について疑義のある一次下請負人

- (1) 商号又は名称
- (2) 疑義の内容

ア 健康保険	[	]
イ 厚生年金保険	[	]
ウ 雇用保険	[	]
エ 特記事項	[	]

#### 3 提出期限

年 月 日

#### 4 提出及び問い合わせ先

総務部総務課契約担当係（電話 011-211-3381）

(あて先)

一般財団法人札幌市住宅管理公社理事長

受注者 (商号又は名称)  
(住所)  
(代表者の職・氏名)

印

### 社会保険等の届出義務の履行に係る確認書類の提出について

先般ご依頼のありました下記的一次下請負人に係る確認書類等を提出いたします。

#### 記

#### 1 工事概要

- (1) 工事番号
- (2) 工事名

#### 2 適正な社会保険等の加入について疑義があると照会を受けた一次下請負人

- (1) 商号又は名称
- (2) 確認書類の内容

##### ア 健康保険・厚生年金保険

- 適用通知書
- 健康保険 厚生年金保険 適用事業所関係事項確認（申請）書
- 領収証書
- 社会保険料納入証明（申告）書
- 資格取得確認及び標準報酬決定通知書
- その他 [ ]

##### イ 雇用保険

- 雇用保険適用事業所設置届事業主控
- 領収済通知書及び労働保険概算・確定保険料申告書
- 雇用保険被保険者資格取得等通知書（事業主通知用）
- その他 [ ]

- (3) 特記事項

[ ]

※提出する確認書類（写し）について、該当する□にレ点を付けること。[ ]内は、該当するものを表記すること。

(あて先)

一般財団法人札幌市住宅管理公社理事長

(商号又は名称)

受注者 (住所)

(代表者の職・氏名)

印

### 適用除外誓約書

下記の工事における当社の一次下請負人について、下記の理由により、

※注1 

健康保険法第48条 厚生年金保険法第27条 雇用保険法第7条
--------------------------------------

に規定する届出の義務はありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1 工事番号及び工事名

2 一次下請負人の商号又は名称

3 届出の義務がない理由 ※注2

(1) 健康保険・厚生年金保険

加入義務がありません。

【理由】

従業員5人未満の個人事業所であるため。

従業員5人以上であっても、強制適用事業所となる業種でない個人事業所であるため。

その他 ( )

【確認方法等】

年 月 日、関係機関 ( ) に問い合わせを行い、  
加入義務の有無について確認しました。

(2) 雇用保険

加入義務がありません。

【理由】

役員のみ法人であるため。

使用する労働者の全てが65歳に達した日以降において新たに雇用した者であるため。

その他 ( )

【確認方法等】

年 月 日、関係機関 ( ) に問い合わせを行い、  
加入義務の有無について確認しました。

※注1の〔 〕内は、該当するものを○で囲み、※注2については、該当する□にレ点を付けること。